

被扶養者の再確認を！

全国健康保険協会（協会けんぽ）では、毎年、「被扶養者資格の再確認」を行っています。今年は9月下旬から10月下旬にかけて、事業所に「被扶養者リスト」が配られ、確認のうえ返送する手続きが必要になります。

例年この確認は6～7月ごろに行われていたのですが、今年は時期が遅くなっています。そして、従来は18歳以上の被扶養者のみを確認していたところ、今年は「18歳未満の方も含め、全ての被扶養者について確認する」ということです。

これは、令和2年度から「被扶養者の国内居住要件」が適用されるため、今回その確認も含めて全員について行うことになったものです。

社会保険の扶養の条件として、大前提は「被保険者の収入で生計を維持していること」です。具体的には、被扶養者の年収が130万円未満（60歳以上または障害者の場合は180万円未満）で、原則、被保険者の収入の半分未満であること、等となります。

例年この確認調査により、7～8万人程度が扶養から外れ、17～18億円ほどの削減効果が出ています。確認しなければ、不適切な扶養の状態を続ける人も多いということになります。社会保険制度の継続のためにも、しっかり再確認をしていただきたいと思います。

○[協会けんぽ HP（被扶養者の再確認について）](#)

1か月単位の変形労働時間制って？ ③

前回は「1か月単位の変形労働時間制」を採用する際の条件について説明しました。

ルールに則って運用すれば、柔軟なシフトの組み合わせが可能になり、1日8時間を超える勤務も違法ではなくなります。ただし、なんでもかんでも残業代（時間外割増）が不要になるというわけではありません。

1か月単位の変形労働時間制をとる場合に、割増賃金が必要になるのは、

- ① 1日については、8時間を超える時間を定めた日はその時間、それ以外の日は8時間を超えて労働した時間。

- ② 1週間については、40時間を超える時間を定めた週はその時間、それ以外の週は40時間を超えて労働した時間（①で時間外労働となる時間を除く）
- ③ 対象期間における法定労働時間の総枠を超えて労働した時間（①または②で時間外労働となる時間を除く）

とされています。つまり、あらかじめ決められたその日の勤務時間が10時間だった場合、8時間を超えていても2時間分は割増不要ですが、10時間を超えればその分については割増が必要な残業になる、ということです。また、決められた勤務時間が6時間だった場合は、8時間に達するまでの2時間は割増不要で、8時間を超えれば法定どおり割増が必要になります。

それを、①日ごと、②週ごと、③月（31日の月は177.1時間、など）の順にみていく、ということです。

ここまで説明してお分かりのとおり、変形労働時間制における残業代の計算はかなり複雑で、きちんと運用するには手間がかかります。変形労働は法定労働時間に関する特例扱いですので、このくらいしっかり管理しなければならない制度なのだというところを、理解しておく必要があります。次回へ続きます

セミナー申込み まだ可能です！

「福祉・介護事業所の労務管理・人材育成セミナー2019 Part1」、まだお席に空きがあります。ぜひ多くの皆様に参加いただきたいと思いますので、お早めにご連絡ください！

日時：令和元年10月24日（木）13:30～16:00

会場：長野市若里市民文化ホール会議室3

内容：「働き方改革」の時代に求められる労務管理
「キャリアパスをベースにした人事管理と、特定処遇改善加算」

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL：026-217-3152 FAX：026-217-3153

URL：<http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail：mail@sugiyama-sr.net